

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の
設備及び運営に関する基準（案）

1. 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは

令和7年4月1日施行の児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業である。令和7年度は、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化され、令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな「給付」制度として、全国の自治体での実施が必須となる。

本事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず柔軟に利用することができ、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の乳幼児を対象としている。事業の概要は以下のとおりである。

○事業の概要

- ・ 目的：全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。
- ・ 対象者：保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満
- ・ 利用時間上限：月10時間

【参考】

（児童福祉法 第6条の3第23項）

乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定について

児童福祉法第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされており、本市で事業を実施する場合、本市の認可を受ける必要がある。認可の基準は、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」をもとに、市町村が条例で制定する。

なお、市町村の条例については、この内閣府令が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、定めることとなる。詳細な運用等に関しては、市町村の定める規則や実施要領等で定めることとなる。

《従うべき基準と参酌すべき基準》

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ・条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ・条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任がある。 ・基準の範囲を超える場合は、違法となる。 ただし、最低基準とされている場合は、上回ることは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任がある。 ・参酌する行為を行わなかった場合は、違法となる。

※基準の策定にあつての本市の考え方

①従うべき基準は原則、国に従う。

ただし、認可基準は最低基準とされているため、上回る基準を定めることも可能。

②参酌すべき基準は、本市の状況に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

③従うべき基準のうち、本市の実情に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

3. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（案）について

（※従：従うべき基準、参：参酌すべき基準）

（1）総則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）	本市の考え方
一般原則 （第5条）	<p>①利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>②地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>③自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>④定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>⑤事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
非常災害 （第6条）	<p>①軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。</p> <p>②少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
安全計画の策定等 （第7条）	<p>①利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

	<p>②職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>③利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>			
自動車を運行する場合の所在の確認 (第8条)	<p>①利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>②利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。</p>	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
職員の一般的条件 (第9条)	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
職員の知識及び技能の向上等 (第10条)	<p>①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>②職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第11条)	事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	参 ※職員の部分は従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

平等に取り扱う原則 (第12条)	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
虐待等の防止 (第13条)	職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
衛生管理等 (第14条)	①利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ③事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
食事 (第15条)	食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
内部の規程 (第16条)	次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ②その提供する乳児等通園支援の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	参	⑩習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員の排除	習志野市暴力団排除条例の趣旨に従う。その他は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

	<p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>		<p>に関する 事項加え る。 それ以外 は、国に従 う。</p>	
<p>帳簿 (第 17 条)</p>	<p>事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	参	国に従う	<p>国の基準と異なる 内容を定める特別な 事情や特性はない。</p>
<p>秘密保持等 (第 18 条)</p>	<p>①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	従	国に従う	<p>国の基準と異なる 内容を定める特別な 事情や特性はない。</p>
<p>苦情への対応 (第 19 条)</p>	<p>①その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	参	国に従う	<p>国の基準と異なる 内容を定める特別な 事情や特性はない。</p>

(2) 乳児等通園支援事業

項目	国の示す基準		区分	本市の基準(案)	本市の考え方
	一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業			
事業の区分 (第20条)	右記に該当しないもの		従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
設備基準 (第21条、第25条)	保育室等	<p>【0~1歳児】</p> <p>乳児室 1.65 m²/人以上 又はほふく室 3.3 m²/人以上</p> <p>【2歳児以上】</p> <p>保育室又は遊戯室 1.98 m²/人以上</p>	事業を行う施設(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所)の基準	一般型: 参 余裕活用型: 従	<p>一般型の0~1歳児の乳児室の面積は3.3 m²/人以上とする。</p> <p>その他は、国に従う。</p> <p>一般型は、保育所型事業所内保育事業の市の基準と同様の考え方とする。</p> <p>その他は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p>

<p>設備 基準 (第21条、 第25条)</p>	<p>その他</p> <p>①便所を設けること</p> <p>②保育室等には必要な用具を備えること。</p> <p>③保育室等を2階に設ける建物は、以下に掲げる要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・定められた常用及び避難用の施設又は設備がそれぞれ設けられていること ・乳幼児の転落防止設備が設けられていること <p>④保育室等を3階以上に設ける建物は、③に掲げる要件及び以下に掲げる要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用及び避難用の施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等の各部分からその設備等に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。 ・調理設備を設ける場合には、建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 ・壁及び天井の室内の仕上げが不燃材料であること。 ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のも 	<p>事業を行う施設（保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所）の基準</p>	<p>一般型：参 ※調理設備の 部分は従 余裕活用型：従</p>	<p>一般型に おいて調 理設備を 設ける場 合は、衛 生的であ ることと する。 その他は、 国に従う。</p>	<p>家庭的保育事業等の市の基準と同様の考え方とする。</p> <p>その他は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。</p>
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

		のについて防疫処理が施されていること。			
職員 (第 22 条、第 25 条)	従事者	保育士、事業従事者（研修を修了した者）	事業を行う施設（保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所）の基準	従	国に従う
	配置	0 歳児 3 : 1 以上 1~2 歳児 6 : 1 以上 ※従事者のうち、半数以上は、保育士とする。ただし、1 事業所につき、2 人を下回ることはできない。 ※従事者は、専ら当該事業に従事する者でなければならない。ただし、保育所等と一体的に運営される場合については、緩和措置あり。		従	一般型のうち保育所、認定こども園と一体的に運営する場合の 1 歳児の配置基準は、5 : 1 以上とする。 その他は、国に従う
保育の内容 (第 23 条、第 26 条)		保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。		従	国に従う
保護者との連絡 (第 24 条、第 26 条)		事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。		参	国に従う

(3) 雑則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)	本市の考え方
電磁的記録 (第 27 条)	事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。